

第19回 法廷だより

2016年11月29日、第19回口頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

雪のちらつく中
傍聴席も満員

2016年11月29日午後3時30分より札幌地裁で、第19回口頭弁論期日が開かれました。雪のちらつくあいにくの



天気でしたが、傍聴席も満席となりました。

今回の期日では、原告側から準備書面(20)と、準備書面(21)を提出し、被告からは11月21日付けの準備書面(新たな基準地震動とクリフエッジとの関係について回答する書面)が提出されました。

準備書面の口頭要旨説明

続いて、原告準備書面(20)について、菅澤弁護士から説明をしました。泊原発3号機の新たな基準地震動策定にあたり、岩手・宮城内陸地震の観測記録が用いられているところ、被告は強い地震動を記録した一部の観測地点のデータを除外しています。本準備書面では、図表を示しながら、

その除外の不合理性を指摘しました。

裁判所に向けてはモニターでプレゼンテーションをしたのですが、法廷のモニターは傍聴席からは見づらい位置にあるため、今回はプレゼンテーション資料を印刷したものを配るやり方を試みました。

さらに、原告準備書面(21)について、市川弁護士から説明をしました。福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定では、一般論で、事故の場合の避難計画が存在しない場合などには、再稼働の差止が認められるとしていました。この一般論やIAEAの国際基準も引用しつつ、本件では泊原発の半径30km圏外では避難計画が存在しないに等しいことから、泊原発の運転の差し止められるべきであることを主張しました。

原告意見陳述

今回の主張内容についてのやり取りが終わった後、原告の蔵田伸雄さんが意見陳述を行いました。

蔵田さんは北海道大学で倫理学等を教えてきた方で、北電という一企業が道民を不当に高いリスクにさらし、利益のための手段にすることが倫理的に見て許されないとし、泊原発を廃炉にすべきであることを訴えました。(意見陳述の内容は2ページ。)

今後の予定ほか

今回は、被告から反論がなされる予定です。被告は、原告の今回の基準地震動関係の主張には反論するようですが、避難計画関係の主張には反論するかどうかも含めて検討することでした。

次回期日は、2月28日(火)午後3時30分からです。(なお、次々回は6月13日(火)午後2時00分と予定されています。次々回は時間が変わりますのでご注意ください。)

次回もたくさんの方に傍聴にお願いいただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

(文責・竹信航介)